

お問合せ多数のため 法令改正に伴い再開催決定！

「熱中症予防労働衛生教育（熱中症予防管理者教育）」のご案内

令和7年7月

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

近年、全国の職場における熱中症の休業4日以上死傷者数は年に1,100人を超えており、このうち30人以上の方が死亡されています。

死亡者数は建設業が多く、これらの中には、被災者の救急搬送が遅れた事例、屋外作業においてWBGT値（暑さ指数）を把握せず、適切な措置が講じられていなかった事例、健康管理が適切に実施されていなかった事例もありました。

このような状況から、令和7年6月より労働安全衛生規則が改正され、作業場所での熱中症の早期発見や重篤化を防ぐための対策が事業者に義務付けられ、熱中症予防に係る責任体制の確立が求められています。

つきましては、「熱中症予防労働衛生教育（熱中症予防管理者教育）」を再度以下のとおり実施しますので、受講いただきますようご案内いたします。

- 日時** 令和7年8月4日（月） 13:20～17:00（受付13:00～13:15）
[学科3.5時間]
 - 場所** 鳥取県労働基準協会会館（鳥取市若葉台南1丁目17番地）
 - 日程** (1)熱中症の症状 (2)熱中症の予防方法 (3)緊急時の救急処置
(4)熱中症の事例及び関係法令等 合計3.5時間
 - 受講料** 鳥取県労働基準協会会員 6,000円（税込）（1人あたり）（テキスト代含）
（消費税10% 内税545円）
非会員 8,000円（税込）（1人あたり）（テキスト代含）
（消費税10% 内税727円）
 - 申込方法** 裏面の受講申込書に必要事項を記載し、FAX又は持参、郵送でお申し込みください。
受講料は、振込又は持参にてお支払いください。（振込手数料はご負担ください）
なお、申込期限以降の取消については、受講料を返却できませんのでご了解ください。
申込先 一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部（鳥取市若葉台南1丁目17番地）
FAX 0857-52-5061 登録番号 T5270005000526
- | |
|--------------------------------|
| 口座 鳥取銀行 鳥取支店 普通 0051204 |
| 名義人 （一社）鳥取県労働基準協会東部支部 |
- 受講申込・受講料支払期限** 令和7年7月23日（水） なお、定員80人とします。
 - その他** (1) 鳥取県労働基準協会の特別教育等受講者記録をお持ちの事業所は、当日、受付に提出してください。受講者各人には修了証を交付します。
(2) 受講票等は発行いたしませんので、当日、受付時間に会場にお越しください。
(3) 感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。発熱等のある方は受講を差し控えてください。
(4) 教育の開始時間に遅刻された方は受講をお断りします。余裕を持って会場にお越しください。

お問合せ先 鳥取県労働基準協会東部支部 TEL 0857-52-5060 担当 平井

FAX 0857-52-5061

熱中症予防労働衛生教育 受講申込書

令和7年8月4日（月）開催

フリガナ 氏 名	生 年 月 日

※ 修了証に記載しますので、正確に記入して下さい。

鳥取県労働基準協会（ 会員事業所 ・ 非会員 ） どちらかに○をしてください。

受講者数（ 人） 受講料合計（ 円）

上記のとおり申し込みます。受講料は 月 日に（ 振込 ・ 現金払い ）します。

（申込・受講料支払期限は令和7年7月23日（水）です。）

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通 0051204
名義人 （一社）鳥取県労働基準協会東部支部

※インボイス希望（ する ・ しない ）（どちらかに○印をして下さい。）

希望する場合はどちらかに○印をして下さい。（請求書 ・ 領収書）

令和7年 月 日

〒

所在地

事業所名

業種

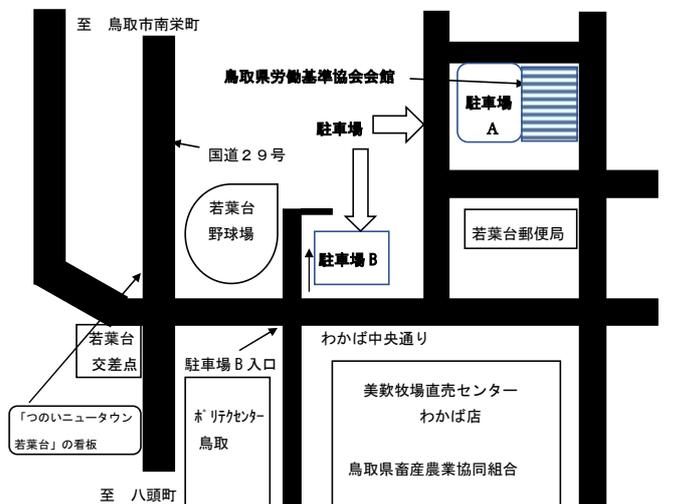
Tel

Fax

（ご担当 ）

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

駐車場のご案内



○ 鳥取県労働基準協会会館の駐車場 A が満車の場合、駐車場 B（ニュータウン中央公園駐車場）をご利用ください。